

令和6年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金交付要綱

令和6年10月21日
6福祉障企第1386号

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、令和6年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金（以下「補助金」という。）について、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、障害者施設等物価高騰緊急対策事業実施要綱（令和4年11月22日付4福保障計第1223号。以下「実施要綱」という。）に基づき、物価高騰等に直面する障害者施設等に対し、必要な費用を予算の範囲内において補助し、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱第3条に定める事業であつて、実施要綱第1条に定める事業の目的にかなうと東京都知事（以下「知事」という。）が認めたものをいう。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）の行う事業は、対象から除く。

(補助対象)

第4条 補助金の交付対象施設及び交付対象経費は、次のとおりとする。

一 障害者支援施設等物価高騰緊急対策事業

(1) 交付対象施設

別表1第1欄に定める施設とする。

(2) 交付対象経費

別表1第5欄に定める経費とする。

二 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業

(1) 交付対象施設

都内に所在する別表2第1欄に定める障害福祉サービスを提供する事業所とする。

(2) 交付対象経費

別表2第5欄に定める経費とする。

(暴力団の排除)

第5条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

(交付額の算定)

第6条 補助金の交付額の算定方法は、別記1のとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、別に指定する期日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の申請があったときは、当該申請書の内容の審査等を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めた場合は、第12条に掲げる事項を条件に補助金の交付の決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、別に指定する期日までに変更交付申請書(別記第2号様式)を知事に提出するものとする。なお、この場合の手続きは第7条の規定に準ずる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、別に指定する期日までに実績報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条による事業実績の報告があったときは、実績報告書及び関係書類の審査等を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及び第12条の条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額の確定を行い、その決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

(補助条件)

第12条 第8条に定める交付決定及び第11条に定める額の確定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第13条 補助事業者は、第11条に定める額の確定後において補助金を請求するときは、請求書(別記第4号様式)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に定める請求があったとき、補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付方法は、確定払いとする。

(事業完了後の調査等)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第15条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等及び他の事業からの補助金の交付を受けてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めがない事項は、別途障害者施策推進部長が定めることができる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

別記1 補助金の交付額の算定方法

(1) 障害者支援施設等物価高騰緊急対策事業

以下の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を交付額とする。ただし、この補助金の交付額は、都の予算の範囲内で決定する。

- ア 別表1第2欄の補助対象期間内で事業を実施した各月における、同表第3欄に定める定員数、第4欄に定める補助基準額及び第6欄に定める補助率を乗じて得た額を足上げた金額
- イ 別表1第2欄の補助対象期間に発生した食材費及び光熱費の実支出額に同表第6欄の補助率を乗じた金額

(2) 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業

- ア 別表2第1欄に定める通所系サービスを提供する事業所（就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を除く）

以下の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を交付額とする。ただし、この補助金の交付額は、都の予算の範囲内で決定する。

- (ア) 別表2第2欄の補助対象期間内で事業を実施した各月における、同表第3欄に定める定員数、第4欄に定める補助基準額及び第6欄に定める補助率を乗じて得た額を足上げた金額
 - (イ) 別表2第2欄の補助対象期間に発生した燃料費及び光熱費の実支出額に同表第6欄の補助率を乗じた金額
- イ 別表2第1欄に定める通所系サービスを提供する事業所（居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）
 - エに定める訪問系サービスを提供する事業所の算定方法を準用する。
 - ウ 別表2第1欄に定める通所系サービスを提供する事業所（就労定着支援）
 - エに定める相談系サービスを提供する事業所の算定方法を準用する。
 - エ 別表2第1欄に定める訪問系サービス及び相談系サービスを提供する事業所
- 以下の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を交付額とする。ただし、この補助金の交付額は、都の予算の範囲内で決定する。
- (ア) 別表2第4欄に定める補助基準額に同表第6欄に定める補助率を乗じた金額
 - (イ) 別表2第2欄の補助対象期間に発生した燃料費及び光熱費の実支出額に同表第6欄の補助率を乗じた金額

別表 1

1 対象施設 (注)	都内に所在する障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助及び短期入所並びに都外施設
2 補助対象期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
3 定員数	本表第1欄の対象施設における、同表第2欄の補助対象期間の各月1日時点の定員数
4 補助基準額	1人1月当たり2,962円
5 補助対象経費	本表第1欄の対象施設において同表第2欄の補助対象期間に発生した、利用者に価格転嫁できない食材費及び光熱費の物価高騰相当分
6 補助率	10分の10

(注)「障害者支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第38条第1項の規定に基づき指定された障害者支援施設をいう。「福祉型障害児入所施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9の規定に基づき指定された障害児入所施設のうち、同法第42条第1号に規定するものをいう。「医療型障害児入所施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9の規定に基づき指定された障害児入所施設のうち、同法第42条第2号に規定するものをいう。「短期入所」及び「共同生活援助」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項の規定に基づき指定された事業所をいう。「都外施設」とは、「民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成23年3月30日付22福保障居第2663号）の別表1に規定する都外独占施設及び都外協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成16年3月30日付15福保障第1744号）の第2に規定する都外都民施設及び都外協定施設をいう。

別表 2

1 対象サービス (注1)	(通所系サービス) 生活介護、宿泊型自立訓練、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労 継続支援B型、就労定着支援、児童発達 支援、放課後等デイサービス、居宅訪問 型児童発達支援、保育所等訪問支援	(訪問系サービス) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行 動援護、重度障害者等包括支援 (相談系サービス) 自立生活援助、計画相談支援、地域相談 支援、障害児相談支援
2 補助対象期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで	
3 定員数	本表第1欄の対象サービスにおける、 同表第2欄の補助対象期間の各月1日 時点の定員数	
4 補助基準額	1人1月当たり1,312円	(訪問系サービス)(注2) 1事業所当たり39,500円 (相談系サービス)(注2) 1事業所当たり15,800円
5 補助対象経費	本表第1欄の対象サービスを提供する事業所において同表第2欄の補助対象期間 に発生した、利用者に価格転嫁できない燃料費及び光熱費の物価高騰相当分	
6 補助率	10分の10	

(注1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)に基づき、都知事又は区市町村長の指定を受けた事業所とする。ただし、総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」、児福法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」、総合支援法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び児福法第21条の5の17第1項の規定による「共生型障害児通所支援」は除く。

(注2) 補助基準額は、補助対象期間における総額である。なお、別表2第2欄に定める各補助対象期間の途中において、都知事又は都内区市町村長の指定を受けた事業所においては、以下の補助基準額とする。

指定を受けた日の属する月	訪問系サービス	相談系サービス
令和6年10月	39,500円	15,800円
同年11月	32,920円	13,170円
同年12月	26,330円	10,530円
令和7年1月	19,750円	7,900円
同年2月	13,170円	5,270円
同年3月	6,580円	2,630円

別記2 補助条件

この補助金の交付の条件は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）又は（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （1）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （1）第11条の規定による申請書等の審査及び、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。
- （2）補助事業者が（1）の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることができる。

5 是正のための措置

- （1）知事は、第14条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることができる。
- （2）第10条の実績報告の提出は、（1）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （1）知事は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反し

たとき。

- エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、第8条又は第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

8 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

10 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

11 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

12 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

13 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることができる。